

平成 31 年 4 月 10 日

第 4 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成31年第4回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日（水）午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名 計11名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	欠員
	7番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		後藤 信介
推進委員		時松 達也

4. 欠席委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号番号2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成31年第4回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は2番 石松委員、5番 穴井委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案集の方をお開き下さい。1ページ目になります。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成31年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 1 号です。番号 1 になります。土地の所在につきましては、上田になります。地番が〇〇番地の 1 筆で、地目は田でございます。面積が 958 m²です。権利の種別としては、3 条による有償移転でございます。譲り渡し人、譲り受け人以下のとおりでございます。備考の欄に取引、10 a あたりの金額が示してあります。詳しくは、別紙の方を見て頂きたいと思えます。別紙、3 条の許可申請書の写しが付けてあります。1 ページ目が譲り受け人の情報と土地の情報がございませぬ。次に 3 ページに譲り受け人の農機具の状況、それから農業歴がございませぬ。次に譲り受け人の家族構成については、4 ページに記してある、真ん中の辺りです。5 ページが周辺地域との関係という事で、周辺地域の農業上の利用に及ぼす影響はないと書かれています。あと 6 ページに地域との役割分担の状況という事で、これについても、農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加をしませぬという事が書いてあります。それから、土地の権利関係になりますけども、登記簿謄本の写しが 7 ページからになります。8 ページに抵当権等については、最終的には抹消の方がされておりますので、権利の支障はございませぬ。後、現場の近くですけども、ゼンリン地図が 11 ページにですね、右上の方に印を付けてある所が場所になります。ちょうど、道沿いになります。現場の写真は 12 ページ、道路沿いに農地が広がっております。それから、関係者の立ち会いという事で、13 ページに確認書の写しを付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 　　先日、役場の事務局と会長と私と一緒に 4 名で参りましたけども、現地におきましては本人さんからですね、申出で、もう 3 条でするという事で現地についてはもう現状どおり、農地で利用する状況になっておりまして、何の問題もないと思えます。以上です。

議長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 これは、双方の話し合いの結果でしょうけど、単価が極端に安いこんなものでしょうかね。

事務局長 ご指摘のとおり、本当に極端に安いと思ひまして、現場それから関係者、再度に、確認をとってもらって、最終的には行政書士の方に再度、確認をとって、最終的にこの金額だったという経過はありました。やはり、ご指摘の通り単価については、皆さん方過去にこの場でも話しは出ておりますが、統計資料が色々ありますけど、それと比べると実態として安いんですが、どうしても売り手と買い手の中で、こういった単価があがってきています。

2 番 ここは、基盤整備をしていないのですか。

事務局長 基盤整備は、してない場所です。

松本推進委員 そうですね。大型機械はちょっと無理です。トラクターはもちろん入りますけど、大きく何かやろうとする事は出来ないと思います。道端にあるんですけど、結構段がありましてね。買う人もちょっと頭を抱えてる。

1 番 長い田じゃなかったかな。

松本推進委員 そうです。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

議案集 1 ページになります。「農地法第 3 条による許可申請について」農地法第 3 条の規定による許可申請について下記農地の申請があったので審議を求める。平成 31 年 4 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 1 号番号 1 になります。土地は同じく上田になりまして、筆数は 5 筆です。地目は田です。面積は 5 筆で合計、3,673 m²になります。権利の種別は同じように 3 条による有償移転になります。譲り渡し人、譲り受け人、先程説明があった議案番号 1 番の譲り渡し人と所有者は同じでございます。譲り受け人は、違います。これについては別紙資料の 14 ページからになります。あと 15 ページに土地の一覧がございます。続きまして、16、17 ページに農地の所有状況、それから農機具の所有状況、農業に従事する者についてがございます。18 ページに家族構成、もちろん下限面積はクリア出来ています。19 ページ、20 ページが周辺との関係、それから地域との役割分担等がございます。土地については筆数が 5 筆なので、それぞれ登記簿の写しを付けておりましたが、全てにおいて、抵当権抹消はされておりますので、権利の移動の障害はございません。それから、現場の位置関係ですけれども、ゼンリンの地図を 33 ページに付けてありまして、一番上の上部の方に印が付けてある、道路沿いの場所になります。現場の状況としては、分かりやすいのは、36 ページ、現況の現場の写真を付けております。道路沿いの場所になります。現地確認の確認書という事で、関係書類、37 ページに付けてあります。以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員

報告を申し上げます。今回、購入される方は、同じ地域の方でございまして、その周辺に自分の土地を所有しております。それと、全て奥さんと二人で農業を専門にやっておられまして、購入という事ですけれども、地図から見て分かりますように、非常に購入者が利用しやすくなっております。もちろん、圃場整備みたいな整地は出来ておりませんが、今後とも農業を続けられると思いますし、先程、石松委員さんから金額の面が出ましたけれどもここもですね。道路の側ではありますけれども、大

きな機械を介しての農業には、発展させられないかなと思います。ですので、現状維持で農業をやっていくと思いますし、もしかしたらお姉さんは、畜産をやっていますので、牧草類をとるという事になるかもしれません。そういった状況なら農業は出来ると思います。特に問題はないと思っています。以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 ちょっと聞きたいのですが、これは譲り渡し人の人は、もう歳は〇〇歳ですが、後継者も何もいないのですか。

事務局 長 そうですね。いないですね。

1 番 これは、〇〇の上り口の前に温泉かなんかある所ですか。

松本推進委員 一番最後の所です。現場は、〇〇の上り口の右側と左です。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議 長 続いて、日程第4 議案第2号番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案集の2ページになります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成31年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1です。土地の所在は、大字北里になります。筆が2筆、畑、現況が山林、面積が892㎡、申請人は以下の通りです。転用の目的は、山林。転用理由、山林として利用する

ため。備考の欄に始末書添付という事になります。別紙の 38 ページから見て下さい。県知事宛の写しが付けてあります。土地については、40 ページに登記簿謄本の写しが付けてあります。登記簿の方はまだ、畑のままになってますが、41 ページに前々からこういったケースについては、説明しておりますが、既に山になっている案件も事業計画書という形で資料を作るようにしています。それで、ここに事業計画書というのが 41 ページに付けてあります。現場は杉 50 年生の約 200 本というような状況でございます。43 ページにゼンリンの地図がありますが、国道 442、国道 387 が交差してる所の近くになります。場所は、現況として 45 ページの写真を見て頂くと、国道沿いのですね、一番上の写真を見て頂くと分かるように杉山があります。まさにこの中の一部です。国道側から撮影したもの、それから現場の樹齢 50 年生杉です。そして字図にある里道からの現場の撮影写真を付けております。47 ページに人工的に植林した場合は、こういう始末書というのが法律上、必要でございます、これはまた県に出さないといけない。こういう始末書の中で、今後は注意していきたいという一筆が入っております。48 ページが現場の写真でございます、現地確認の方ですね、確認書という事で、49 ページに付けております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井委員から報告をお願いします。

5 番 　　報告致します。4 月 2 日に私と事務局の 2 名の方及び推進委員さんと一緒に現地確認に行きました。写真のようにもう杉を植えて 50 年程経っております。とても畑とは言い難いような状況になっておりまして、本人の方が希望通り、転用をせざるおえないような状況になってます。本人もこうして始末書を書いていますけれども、皆様のご審議の方をよろしくお願い致します。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長 長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 長 続いて、日程第5 議案第2号番号2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 同じく議案集の2ページになります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により、下記の農地の申請があったので意見を求める。平成31年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号2になります。土地の所在は宮原です。畑1筆、現況畑、面積が361㎡、申請人が以下の通りでございます。転用の目的は、一般個人住宅になります。転用の理由の欄に一般個人住宅を新築するためという事になります。別紙の方ですけど、50ページからになります。県知事宛の4条の許可申請書の写しを付けております。まず、土地の情報としては、53ページに登記簿謄本を付けておりまして、権利の障害となるものはございません。それから、事業計画書ですけど、54ページになります。申請者それから事業の目的及び必要性の欄ですけど、ここに家を建てる理由の背景が記載されています。申請地は、居宅の木造2階建、1階67.49㎡、2階52.19㎡という事です。それから資金計画の方は、ここに書いてあるように、見積書からいった所の経費が〇〇円、端数は略しますけど、〇〇円程度で借り入れる金融機関からは、〇〇円融資の許可がございました。場所の方は、55ページがゼンリン地図で、その集落の家の裏に印が赤く付けてある所です。配置図は、57ページ、平面図になります。58ページに新築工事の見積書が付けてあります。裏面の59ページはその内訳書で、造成工事関連が60ページに見積書が付けてあります。どうしても転用関係の資力の確認というのが必要でございまして、63ページに資力の確認という信憑

性の部分の裏付けとして、住宅ローンの仮審査の終了の資料を添付させて頂いております。詳しい図面については、64 ページから、平面図、それから立面図が 65 ページ、周辺の排水同意書という事で 66 ページ、それから排水計画が 67 ページ、そして同意書という事で 68 ページ、それからこの農地については、第 2 種農地という位置付けになりまして、農振農用地には入っていませんけども、転用の場合は、代替性の検討表というのが義務付けられてまして、人の土地も含めてここでしか土地が見つからないというのが、どうしても検討が必要になりますので 70 ページに土地代替検討表というのが付けてあります。当該申請地の他に 3 カ所あった結果、ここしかないというか、ここが一番可能性のあるという代替検討表がここに付けてあります。71 ページに位置関係が分かるもの、写真の方が 72 ページに付けてあります。現地確認書という事で 73 ページに付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の安武委員から報告をお願いします。

7 番 4月の2日に推進委員の松本さんとそれから事務局の2名と私と4名で、現地に参加しました。写真を見ても分かりますように、周りは全部、住宅に囲まれておりまして、登記簿上は田んぼでありますが、しばらく、畑を作っていたような場所でした。土地の代替性の検討につきましても、ここ以外は見つからないので、皆様の審議をよろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 この人が今住んでる所はどこに住んでいるのですか。持ち家は持っているのですか。

7 番 親父さんの家です。〇〇さんはいくつぐらいの方ですか。

事務局 長 まだ若いです。

事務局 〇〇さんは、〇〇ぐらいです。

2 番 ここで許可されると、あとの手続きというのはどうなるんですか。

事務局長 ここで、許可相当という結論が出ましたら流れ的には、県が現場を確認しに行きます。

2 番 やっぱり県が確認しますか。

事務局長 必ず現場を見に行きます。そして、県の方で早くて4月の末に許可証が月締めで許可がおりて、5月から着工出来るというような流れです。

2 番 農振外というか、農用外ですよ。でも県が確認するっていう事ですよ。県はどこがするのですか。

事務局長 面積に応じて許可する場所が変わるんですけども、この規模は、阿蘇の地域振興局が許可しています。

2 番 そういう事ですね。分かりました。

5 番 農用地じゃないけど、これは農地ですよ。

2 番 農振農用地になるとややこしくなるんですよ。

1 番 これは、農用地じゃないからいいですが。だから、将来的に家を建てるという場合には、もう農用地を外している所もあります。

議長 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続いて、日程第6 報議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の4ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」これは所有権移転になります。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成31年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第3号です。番号1になります。所有権を移転する農地については、大字北里になります。全部で4筆、面積が合計で4,752㎡になります。所有権移転をする者は以下の通りです。所有権の移転を受ける者は、農業公社になります。利用目的は、田、売買価格は、〇〇円です。移転の時期は4月15日、口座振込によって最終的に支払期限は、今年の6月10日という事で、こういう案件につきましては、所有権は一旦、公社にきますけど、また公社が登記した後に小国町の担い手に所有権が移転するような案件になります。次の総会の時にスムーズにいけば、今度は公社から担い手への所有権移転の案件が10日にかかる流れになります。別紙の75ページになります。これが所有権移転関係という事で、公社と担い手との書類になります。ここに土地の情報があります。対価についてもここに取引価格が全部あります。この辺のやり取りについては、ある程度、公社が買い受ける訳ですけど、最終的にまた、公社が担い手に売る買い手側との価格の折り合いがついてからでないとこのやり取りは出来ません。それから土地の情報ですけども4筆ですね。4筆について、登記簿謄本の写しが76、77、78、79ページに付けてあります。抵当の障害になるものはございません。それから、場所についての位置はです。80ページにゼンリンに場所が印を付けてあると思います。現場の方は、写真の方で83ページ、現場の写真を付けてあります。以上で説明を終わります。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番 先程、金額の話が出ていたけど、大体このくらいの金額が妥当ですか。

事務局長 色々なケースがあって、一概には言いづらいんですけども、今回のこのケースは、価格が決まらないまま公社の立ち合いが始まった背景がありまして、公社の方、それから買い手、売り手、三者全部集まって、その場で価格の話を相談するような案件でございました。その時に参考として出たのが、統計上の阿蘇と熊本市の田の統計上の取引価格です。それで田の大体、阿蘇の平地で〇〇円とかいう統計上のデータがありますが、あくまでそれは統計上で、最終的には売り手と買い手の話し合いの中で収めてくださいという事で、一旦、公社と私達事務局はその場を外しました。2人だけにして、話が決まってからまた同席するというような形の背景はありました。その上でこういう価格に決まりました。以上です。

4 番 わかりました。

7 番 ハウスが写真に写ってますが、ハウスは別ですか。

2 番 ここは〇〇さんの土地。〇〇さんの土地に〇〇さんが借りてハウスを作っている。それを今度もう公社にやるんです。それなら動かさなくていい。

事務局長 これはもう既に、使用貸借をやっていてですね。あとで合意解約があるんですが、所有権を今回、移転するという事なので、貸し借りを解除してます。

7 番 はい、分かりました。

議長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて、日程第7 報議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 引き続き、議案集の方をお開き下さい。ページは5ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記、農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成31年4月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第4号になります。番号1、農地の所在は、黒淵になります。筆1筆で、3,683㎡、利用権を設定する者、以下の通りでございます。利用権の設定を受ける者、先程と一緒に、公社になります。経営面積等は、こちらに記載した通りです。利用目的は、畑、それから期間については、5年、以下番号2以降について、全て別紙の方から説明させて頂きたいと思っております。

別紙の84ページを見て頂きたいと思っております。次のページ85ページからが、所有者ごとの利用権設定の書類になります。まず84ページを見て下さい。貸し手、以下の通りでございます。それから、この受け手の情報はですね、一旦、公社が借りて、最終的に受け手はここに書いてある会社が受けるという流れになります。以前からこの土地については報告させて頂きまして、残った農地についての今後についての検討を重ねていきたいと思っております。これまで、利用権については3年で契約をしておりましたが、今回、農地中間管理機構を利用するという事です。初めて企業がこちらに来てからは、5年という数年契約が成立しております。次のページがその権利書の部分ですね、利用権の書類が一旦、公社に貸しますのですこのような形になります。貸し借りの場合は、今回こうやって農業委員会にかければ、あとは公告縦覧行為をもって貸し借りが成立しますので、今後、公社から借り手の会社との貸し借りは、農業委員会の議案にはかかりません。公告が貸し借りを有効にするので補足しておきます。86ページもその所有者関係ですね、87ページは親子共有名義で借り手になっておりますので、これも契約を交わしております。あと共有名義の場合は、同意書がいるという事で同意書

が付いてますが、両方公社に返します。それから、89、90 がその現場の貸付該当地区の動向となっております。

今度は、議案集の 7 ページの 4 番になります。番号 4 です。土地の所在は、西里になります。農地は 3 筆で、面積が 4,517 m²です。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、以下の通りでございまして、このケースは更新による再設定の書き換えでございまして、説明は以上で終わりたいと思います。

次に番号 5 番です。土地の所在は、黒淵になります。1 筆で田、534 m²です。利用権の設定をする者、受ける者、以下の通りでございまして、これは新規になりますので、資料の方、92 ページを見て頂きたいと思います。利用権の設定を受ける者の情報としまして、ここに氏名が書いてありますが、男で〇〇歳、従事日数が 150 日という事で主に水稻、世帯員は男〇〇、女〇〇、以上のような情報になります。

それから、議案集の 7 ページの番号 6 になります。土地は宮原で 1 筆、面積は 746 m²です。利用権の設定をする者、受ける者、以下の通りでございまして、これも新規になります。別紙の 93 ページお願いします。利用権の設定を受ける者の情報でございまして。男、〇〇歳、150 日、主に米、世帯主、以上になります。

それから、議案集の 8 ページをお開き下さい。番号 7 になります。土地の所在は黒淵、筆が 1 筆です。面積の合計が 2,191 m²、利用権の設定をする者、受ける者、以下のとおりでございまして、これについても新規になります。別紙の 94 ページです。農地を借りる方の情報ですけど、以下の通りでございまして、男、〇〇歳、従事日数 180 日、主な経営は、水稻と椎茸ときゅうり、世帯員は男〇〇、女〇〇、ここで特に説明しておかないといけないのは、下の方にあっせん農業委員・推進委員署名欄という所がありますが、梅木美代という事で、梅木推進委員の名前がございまして。これについて、貸し借りのあっせんから、最終的な契約に至るまで、農業委員の梅木委員が関わったという事で、ここに署名をしたケースになります。ありがとうございました。

それから番号 8 番になります。利用権を設定する農地については、所在が西里で筆 4 筆になります。田で、合計の面積が 6,303 m²、利用権の設定をする者、受ける者、以下の通りでございまして、これも新規になりますので説明します。別紙の 95 ページ

です。農地を借り入れる方の情報ですが、男〇〇歳、従事日数 300 日、主な経営はですね、椎茸と米、世帯員男〇〇、女〇〇でございます。

それから、議案集の 9 ページの番号 9 になります。土地の所在は大字下城、筆 1 筆で面積が 1,283 m²です。権利を設定する者、受ける者、以下のとおりでございます。これも新規の貸し借りになりますので、別紙の方の 96 ページを見て頂きたいと思います。借り手の情報ですが、男〇〇歳、従事日数 300 日、主な経営は米・野菜（ほうれん草、春菊、トマト）、世帯員、男〇〇、女〇〇という事でございます。

それから番号 10 です。土地の所在は、同じく下城の筆が 2 筆、面積が合わせて 1,084 m²になります。利用権を設定する者は、先程と同じ方ですが、借り手の方が変わります。利用権の設定を受ける者以下のとおりです。これも新規になりますので、別紙の 97 ページを見て頂きたいと思います。農地の利用権を設定する方の情報ですが、男〇〇歳、従事日数 300 日、主に経営は、米・野菜、世帯員は男〇〇、女〇〇という事でございます。

それから議案集の 9 ページです。番号は 11 番、土地の所在は、上田になります。1 筆で、487 m²です。利用権の設定をする者、受ける者は以下のとおりでございます。新規になりますので、別紙の 98 ページをご覧ください。借り手の情報ですが、男〇〇歳、従事日数 300 日、主に米と肉用牛、世帯員は男〇〇、女〇〇でございます。以上で説明は終わります。

- 議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
- 7 番 9 番と 10 番ですけど、1 筆あたり〇〇円と、その下が全筆で〇〇円となっておりますが、これはこのくらいですか。
- 1 番 ハウスが建ったまま貸したからです。これは、全筆ほかの人が一人で借りてたものを一部〇〇さんが借るようになったから分けて、反別で割った金額になってきます。
- 7 番 値段がいいから。

1 番 値段がですね。ハウスが建ったまま貸したものだから、もう何もしなくて良くて、ただ行ってから、ハウスにビニールを自分で被せればいいだけの事です。

議 長 施設があるのですか。

1 番 施設があります。

7 番 分かりました。

議 長 それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第4回総会を閉会致します。

平成31年第4回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

5 番